

さいたま市緑の基本計画アクションプラン
＜平成 26 年度の実施状況について＞

目次

1	アクションプランの実施状況について	1
	(1)分野別の実施状況	2
	(2)平成26年度までに「達成」した事業	3
	(3)平成26年度に「遅れ」が生じた事業	7
2	平成26年度実施状況一覧表	8

1 アクションプランの実施状況について

さいたま市緑の基本計画にて「特に短期に取り組む施策」と位置付けられている 31 個の施策について、具体的に推進手法などをまとめたアクションプランを平成 22 年 3 月に策定しており、平成 22 年度からの 5 ヶ年を計画期間としております。このさいたま市緑の基本計画アクションプランは、計画 (PLAN)・実行 (DO)・評価 (CHECK)・改善 (ACTION) を基本として、毎年進行管理を行うこととしております。

さいたま市緑の基本計画アクションプランに掲載している全 82 事業 (※) のうち、平成 26 年度末の計画目標を「達成」した事業は 34 事業、計画目標に対して「概ね順調」に進捗した事業は 40 事業でした。また、進捗に「遅れ」が生じた事業は 6 事業でした。

なお、進捗状況 (「達成」、「概ね順調」、「遅れ」の 3 段階) の判定に関する考え方は、下記のとおりです。

①	達成	「計画目標 (平成 26 年度末)」欄の内容を達成した場合 ※ 数値目標を掲げていない事業については取組内容や成果を総合的に判定 ※ 複数の目標指標からなる事業は、全ての目標を達成したもの ※ 計画目標を達成により既に終了した事業は、本項目に含む
②	概ね順調	計画目標 (平成 26 年度末) の内容を 7 割以上達成したもの ※ 数値目標を掲げていない事業については取組内容や成果を総合的に判定 ※ 複数の目標指標からなる事業については全ての目標指標を 7 割以上達成したもの
③	遅れ	上記「概ね順調」に達していないもの ※ 数値目標を掲げていない事業については取組内容や成果を総合的に判定 ※ 複数の目標指標からなる事業は、1 つでも「概ね順調」に達していなければ本項目に該当する ※ 計画目標を達成しないまま既に終了した事業は、本項目に含む

※ アクションプラン事業は 82 事業ですが、再掲事業 (事業内容によって複数の分野に該当し、各分野に重複して掲載している事業が 29 事業あり 72 箇所) に再掲があるため、各分野の事業数を合計すると 154 事業になります。また、要綱廃止等により、「達成」「概ね順調」「遅れ」のいずれにも該当しないものが 2 事業あります。

(1) 分野別の実施状況

＜施策番号＞施策名(掲載事業数)		平成 26 年度進捗状況		
		達成	概ね順調	遅れ
<1>	見沼田圃シンボル軸づくり 25 事業※	12	9	3
<2>	荒川シンボル軸づくり 5 事業	1	2	2
<3>	元荒川シンボル軸づくり 7 事業	2	3	2
<4>	緑のシンボル核づくり 15 事業	8	7	0
<5>	都市基幹公園などの整備 6 事業	5	0	1
<6>	まとまりのある樹林地の保全・活用・再生 6 事業	0	5	1
<7>	緑のシンボル軸などの保全・強化 3 事業	1	1	1
<8>	樹林地の担保性の向上に向けた取組みの促進 2 事業	0	2	0
<9>	市街地の農地の保全 3 事業	0	2	1
<10>	世界に誇る盆栽文化の保全・育成 1 事業	0	1	0
<11>	住区基幹公園などの整備 2 事業	0	1	1
<12>	都心部を中心とした緑の創出 4 事業	3	1	0
<13>	花と緑の駅づくり 4 事業	2	2	0
<14>	公共公益施設の緑化推進 3 事業	3	0	0
<15>	学校の緑化推進 8 事業	4	4	0
<16>	屋上緑化・壁面緑化の推進 9 事業※	5	3	0
<17>	連続性のある緑や水面の創出 6 事業	2	3	1
<18>	都市計画道路の緑化推進 2 事業	1	1	0
<19>	街路樹の適切な維持管理の推進 1 事業	1	0	0
<20>	緑道などの整備 1 事業	1	0	0
<21>	市街地を流れる緑の風の道づくり 2 事業	0	2	0
<22>	生き物の生息地・生育地の保全・確保 4 事業	0	4	0
<23>	緑に関する情報提供の充実 6 事業	1	4	1
<24>	緑にふれあう機会の提供 6 事業	1	4	1
<25>	コミュニティガーデンづくりの推進 3 事業	2	1	0
<26>	愛着の持てる公園づくり 9 事業	7	1	1
<27>	愛着の持てる樹林地・農地づくり 2 事業	1	1	0
<28>	緑のボランティア・団体などの育成・支援 4 事業	0	4	0
<29>	緑の保全・緑化の推進を目的とした基金の創設 1 事業	0	1	0
<30>	緑の基本計画を支える条例などの充実 1 事業	0	1	0
<31>	環境に配慮した緑化指導の充実 3 事業	2	1	0
再掲事業を含む合計 154 事業※		65	71	16
再掲事業を含まない合計 82 事業※		34	40	6
割合		41.5%	48.8%	7.3%

※要綱廃止等により、「達成」「概ね順調」「遅れ」のいずれにも該当しないものを含む(2 事業)

個別の事業ごとの実施状況は、「2 平成 26 年度実施状況一覧表」をご覧ください。

(2) 平成 26 年度までに「達成」した事業(65 事業:再掲含む)

施策の名称	事業の名称	アクションプラン事業の名称
<1> 見沼田圃シンボル軸づくり	■1 見沼田圃の農地の保全・活用	見沼グリーンプロジェクト 推進事業
		景観法に基づく制度の活用
	■2 見沼田圃斜面林と周辺の緑の保全・活用	(再掲) 見沼グリーンプロジェクト 推進事業
	■3 見沼代用水・河川の維持・整備	下水道汚水事業
		遊歩道の整備
	■4 見沼田圃の自然を活かした公園などの整備	(仮称)セントラルパーク整備 事業
		加田屋地区自然環境公園整備 事業
		見沼通船堀公園整備事業
	■6 見沼田圃の保全・活用・創造に向けた市民活動のネットワークづくりの推進	見沼田んぼ・さいたま市 & 市民ネットワーク
	■7 見沼田圃の魅力についての情報発信や資源の活用	(再掲) 見沼グリーンプロジェクト 推進事業
見沼田んぼでの協働と 農業活性化		
斜面林や見沼代用水等を活用した憩いの場所整備事業		
<2> 荒川シンボル軸づくり	■2 自然を活かした広域的なレクリエーション空間としての活用	(再掲) 遊歩道の整備
<3> 元荒川シンボル軸づくり	■2 水辺とのふれあいに配慮したレクリエーション空間としての活用	(再掲) 遊歩道の整備
	■3 周辺の緑の保全と創出	緑化に関する協議
<4> 緑のシンボル核づくり	■2 風致地区の緑の保全・育成	(再掲) 緑化に関する協議
		建築物緑化助成事業

施策の名称	事業の名称	アクションプラン事業の名称
<4> 緑のシンボル核づくり	■2 風致地区の緑の保全・育成	生け垣助成制度
		(再掲) 景観法に基づく制度の活用
		保存樹木の指定
	■4 セントラルパーク構想の推進	(再掲) (仮称)セントラルパーク整備 事業
	■5 見沼田圃斜面林の保全・活用	(再掲) 見沼グリーンプロジェクト 推進事業
	■6 緑の歩行者ネットワークの整備	高沼遊歩道整備事業
<5> 都市基幹公園などの整備	/	(再掲) (仮称)セントラルパーク整備 事業
		(再掲) 加田屋地区自然環境公園整備 事業
		秋葉の森総合公園整備事業
		(再掲) 見沼通船掘公園整備事業 与野中央公園整備事業
<7> 緑のシンボル軸などの保全・ 強化		(再掲) 見沼グリーンプロジェクト 推進事業
<12> 都心部を中心とした緑の創出	■2 良好な景観形成の促進	(再掲) 景観法に基づく制度の活用
		(再掲)建築物緑化助成事業
		地区計画による生垣設置の 推進
<13> 花と緑の駅づくり	■2 駅周辺の緑化推進	花と緑のまちづくり推進事業
		(再掲) 緑化に関する協議
<14> 公共公益施設の緑化推進	■1 さまざまな手法を活用した緑の創 出	公共施設の 緑のカーテンづくり
		公共施設の 屋上緑化・壁面緑化

施策の名称	事業の名称	アクションプラン事業の名称
<14> 公共公益施設の緑化推進	■2 公共施設における緑化マニュアルの活用	公共施設緑化マニュアル
<15> 学校の緑化推進	■1 環境教育のフィールドの確保	学校の芝生の維持管理
<15> 学校の緑化推進	■1 環境教育のフィールドの確保	保育園の芝生化
		学校の緑のカーテン
<15> 学校の緑化推進	■2 地域にふさわしい緑の保全・整備	(再掲) 公共施設緑化マニュアル
		(再掲) 建築物緑化助成事業
<16> 屋上緑化・壁面緑化の推進	■1 屋上緑化・壁面緑化などの緑化の支援・誘導	家庭の緑のカーテン
		(再掲) 公共施設の屋上緑化・壁面緑化
		(再掲) 緑化に関する協議
		(再掲) 建築物緑化助成事業
<17> 連続性のある緑や水面の創出		(再掲) 建築物緑化助成事業
		(再掲) 緑化に関する協議
<18> 都市計画道路の緑化推進		(再掲) 公共施設緑化マニュアル
<19> 街路樹の適切な維持管理の推進		(再掲) 公共施設緑化マニュアル
<20> 緑道などの整備		(再掲) 遊歩道の整備
<23> 緑に関する情報提供の充実	■2 緑に関する情報ネットワークの確立	(再掲) 見沼田んぼ・さいたま市 & 市民ネットワーク
<24> 緑にふれあう機会の提供	■2 区の木・区の花などの選定	「区の花」の制定
<25> コミュニティガーデンづくりの推進		未利用市有地を活用した緑地化
		(再掲) 花と緑のまちづくり推進事業

施策の名称	事業の名称	アクションプラン事業の名称
<26> 愛着の持てる公園づくり	■1 市民と協働による公園の整備・再整備の推進	市民意向を把握した整備・再整備方針の策定
<26> 愛着の持てる公園づくり	■1 市民と協働による公園の整備・再整備の推進	市民参加のワークショップ方式を活用した公園づくり
	■2 公園里親制度の拡充	公園里親制度の拡充
	■3 公園マネジメントの検討	(再掲) 市民参加のワークショップ方式を活用した公園づくり
		指定管理者制度の活用
	(再掲) 公園里親制度の拡充	
	ネーミングライツの促進	
<27> 愛着の持てる樹林地・農地づくり	■2 農地を活用した緑の保全	市民農園整備事業
<31> 環境に配慮した緑化指導の充実	■1 緑化指導・誘導の充実	(再掲) 緑化に関する協議
	■2 緑化基準・ガイドラインなどの策定	(再掲) 緑化に関する協議

個別の事業ごとの実施状況は、「2 平成 26 年度実施状況一覧表」をご覧ください。

(3) 平成 26 年度に「遅れ」が生じた事業(16 事業:再掲含む)

施策の名称	事業の名称	アクションプラン事業の名称
<1> 見沼田圃シンボル軸づくり	■1 見沼田圃の農地の保全・活用	地産地消事業
		都市農業担い手育成事業
	■4 見沼田圃の自然を活かした公園などの整備	身近な公園整備事業
<2> 荒川シンボル軸づくり	■1 優れた自然環境などの保全・再生	(再掲) 地産地消事業
		環境教育・学習推進事業
<3> 元荒川シンボル軸づくり	■1 優れた自然環境などの保全・再生 ■4 市街地を結ぶ歴史・文化と緑を活かしたネットワークづくり	(再掲) 環境教育・学習推進事業
		(再掲) 身近な公園整備事業
<5> 都市基幹公園などの整備		(再掲) 身近な公園整備事業
<6> まとまりのある樹林地の保全・活用・再生	■3 樹林地の活用・再生	(再掲) 環境教育・学習推進事業
<7> 緑のシンボル軸などの保全・強化		(再掲) 身近な公園整備事業
<9> 市街地の農地の保全	■1 生産緑地地区の指定と維持管理	(再掲)地産地消事業
<11> 住区基幹公園などの整備	■1 街区公園の整備	(再掲) 身近な公園整備事業
	■2 近隣公園の整備	
<17> 連続性のある緑や水面の創出		(再掲) 身近な公園整備事業
<23> 緑に関する情報提供の充実	■1 緑に関する広報活動	景観表彰の実施
<24> 緑にふれあう機会の提供	■4 地域の緑の資源の発掘	緑環境講座の充実
<26> 愛着の持てる公園づくり	■1 市民と協働による公園の整備・再整備の推進	(再掲) 身近な公園整備事業

個別の事業ごとの実施状況は、「2 平成 26 年度実施状況一覧表」をご覧ください。

2 平成26年度実施状況一覧表

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況		達成状況
						平成21年度末	平成26年度末	平成26年度の実施状況(単年度)	平成26年度までの実施状況(累計)	
<1> 見沼田圃シンボル軸づくり	見沼田圃の自然・歴史・文化を市民のかけがえのない環境資産とし、後世に伝え、世界に誇れる田圃風景と憩いの場を創出することを目標としています。	■1 見沼田圃の農地の保全・活用	都市農業の拠点として維持するとともに、農地の多面的機能を周知し、見沼田圃にふさわしい姿の実現に向けて、積極的に保全と活用を推進します。	見沼グリーンプロジェクト推進事業 〔見沼田圃政策推進室〕	見沼田圃の自然・歴史・文化を市民のかけがえのない環境資産として次世代に引き継いでいくことを基本理念として、その保全・活用・創造に努め、水と緑の拠点形成、水と緑の連続性の確保による「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。	「見沼たんぼのホームページ」の開設 (平成19年度) 「見沼たんぼ・さいたま市&市民ネットワーク」による情報発信と各種活動の実施(平成20年度から)	見沼田圃基本計画策定 (平成22年度) 見沼田圃実施計画アクションプラン策定 (平成23年度)	「さいたま市見沼田圃基本計画」アクションプランの実施	さいたま市見沼田圃基本計画策定(平成23年1月) さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン策定(平成24年3月)	達成
				農情報ガイドブック・マップ作成事業 〔農業政策課〕	市内の観光農園・直売所・特産品の紹介などの農業関連情報を掲載したガイドブックにより農業農産物のPRを図ります。	15,000部作成	継続	8,000部作成	- (毎年作成するため)	概ね順調
				地産地消事業 〔農業政策課〕	農産物を市内で生産消費する仕組みを整備するとともに、消費者に安全・安心な農産物を供給するため、生産者に対し、エコファーマーへの転換や特別栽培農産物の生産等を促します。また、市内の特色ある農産物を原料とした加工品を開発し、市のブランドとして育てます。	①特別栽培農産物数:209件 ②エコファーマー:196件 ③商品開発数:0件 (平成20年度末)	①特別栽培農産物数:250件 ②エコファーマー:235件 ③商品開発数:5件 (平成25年度末)	①特別栽培農産物数:212件 ②エコファーマー:82件 ③商品開発数:10事業所(2事業所増) (平成26年度末)	- (累計に適さないため)	遅れ
				遊休農地の防止対策の強化 〔農業政策課〕	遊休農地の解消・再生・活用する施策を実施し、営農再開による農業利用を目指します。また企業・NPO等の農業参入や市民農園などの農地有効活用と環境保全利用を支援します。	①遊休農地解消団体数:0団体 ②企業・NPO等による農業算入:1件	①遊休農地解消団体数:10団体 ②企業・NPO等による農業算入:10件 (平成25年度末)	- (事業内容見直しのため)	- (事業内容見直しのため)	-
				都市農業担い手育成事業 〔農業政策課〕	都市農業の充実を図るため、農業後継者の育成や地域の担い手を認定農業者として育成し、農業経営規模の拡大を図るとともに、農業の多面的機能を活用した市民とのネットワークづくりなど農業理解を深め、特色ある都市農業の振興を図ります。また、新規就農者が算入しやすい農業環境を整備するための実施方針を策定するとともに、就農に向けた情報発信や経営講習会・就農ガイダンスの実施、ファーマーズマーケットの整備や農業生産法人など営農組織化の支援を行います。	①認定農業者数:168人 ②実施方針:未策定 ③新規農業者数:- (平成20年度末)	①認定農業者数:180人(平成25年度) ②策定(平成23年度末) ③新規農業者数:年間20人(平成24年度)	①認定農業者数:148経営体 ②策定済み ③新規就農者数:年間10人	- (累計に適さないため)	遅れ
				景観法に基づく制度の活用 〔都市計画課〕	景観法に基づく景観計画を策定し、各種制度を活用することにより、良好な景観形成を図ります。	景観計画策定(予定)	施行(平成22年度)	-	「さいたま市景観計画」策定(H22.4)	達成
		■2 見沼田圃斜面林と周辺の緑の保全・活用	見沼田圃と一体となった斜面林と周辺の緑の重点的な保全と活用に努めます。	【再掲】 見沼グリーンプロジェクト推進事業 〔見沼田圃政策推進室〕	見沼田圃の自然・歴史・文化を市民のかけがえのない環境資産として次世代に引き継いでいくことを基本理念として、その保全・活用・創造に努め、水と緑の拠点形成、水と緑の連続性の確保による「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。	「見沼たんぼのホームページ」の開設 (平成19年度) 「見沼たんぼ・さいたま市&市民ネットワーク」による情報発信と各種活動の実施(平成20年度から)	見沼田圃基本計画策定 (平成22年度) 見沼田圃実施計画アクションプラン策定 (平成23年度)	「さいたま市見沼田圃基本計画」アクションプランの実施	さいたま市見沼田圃基本計画策定(平成23年1月) さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン策定(平成24年3月)	達成
				特別緑地保全地区の指定検討 〔みどり推進課〕	無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。	地区数:3地区 総面積:1.9ha (平成22年1月1日現在)	地区数:8地区 総面積:3.4ha (平成32年度)	6地区 2.7ha (平成26年度末)	6地区 2.7ha (平成26年度末)	概ね順調
				自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:27地区 総面積:7.53ha (平成22年1月1日現在)	地区数:32地区 総面積:9.2ha (平成32年度)	26地区 7.3ha (平成26年度末)	26地区 7.3ha (平成26年度末)	概ね順調
				みどり愛護会の活動支援 〔みどり推進課〕	市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。	10支部で21箇所の保全活動を実施 会員数:231名 (平成22年1月1日現在)	継続	8支部で13箇所の保全活動を実施。 会員数:259名(H27年3月31日現在)	8支部で13箇所の保全活動を実施。 会員数:259名(H27年3月31日現在)	概ね順調
	■3 見沼代用水・河川の維持・整備	見沼代用水や芝川、加田屋川のあり方の検討及び水と緑のネットワークを形成するよう水辺の活用を推進します。	主要河川の水質・流量調査 〔環境対策課・環境科学課〕	公共用水域等の水質の汚濁状況を把握するため、埼玉県公共用水域測定計画で定められた地点及び本市が独自に設定した補足地点で定期的な水質調査を実施します。	水質調査:23地点 流量調査:7地点 (平成20年度末)	継続	水質調査:23地点 流量調査:7地点	水質調査:23地点 流量調査:7地点	概ね順調	
			事業場排水水質検査 〔環境対策課・環境科学課〕	工場・事業場に設置されている排水の特定施設等の使用状況を確認し、排水処理施設等の維持管理状況や排水の検査をすることで、公共用水域の水質汚濁の防止を図り、生活環境を保全します。	検査実施件数:404件 改善等指導件数:37件 (平成20年度末)	継続	検査実施件数:213件 改善等指導件数:18件	検査実施件数:1068件 改善等指導件数:125件	概ね順調	
			下水道汚水事業 〔下水道計画課〕	市民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域を最優先に公共下水道(汚水)整備を実施します。市街化調整区域は、人口分布、土地利用状況などの地域特性を踏まえ、順次整備します。	下水道普及率:85% (平成20年度末)	下水道普及率:90% (平成24年度末)	下水道普及率0.6%上昇	下水道普及率91.5% (平成24年度末:90.0%) (平成21年度末~平成26年度末: 下水道普及率6.5%上昇)	達成	
			遊歩道の整備 〔都市公園課〕	歩行者が安全で快適に歩くことができる遊歩道の整備を推進します。	高沼遊歩道の整備	環境空間(下落合地区)の緑道整備 (平成24年度末)	-	下落合環境空間緑道の整備(平成24年度末)	達成	

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況		達成状況
						平成21年度末	平成26年度末	平成26年度の実施状況(単年度)	平成26年度までの実施状況(累計)	
<1> 見沼田圃シン ボル軸づくり	見沼田圃の自然・歴史・文化を市民のかけがえのない環境資産とし、後世に伝え、世界に誇れる田圃風景と憩いの場を創出することを目標にしています。	■4 見沼田圃の自然を活かした公園などの整備	本来あるべき姿に再生するための公園や緑地などの整備に努めます。	身近な公園整備事業 ※旧事業名 「緑の核づくり公園整備事業」 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民一人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	身近な公園整備率:79.7% (平成20年度末)	身近な公園整備率:88.2% (平成25年度末)	身近な公園整備率:84.1%(暫定)	身近な公園整備率:79.7%→84.1%(暫定)	遅れ
				(仮称)セントラルパーク整備事業 〔都市公園課〕	見沼田圃全体の将来像を見据え、その保全・活用・創造を先導するとともに、市民のオアシスとなる緑の拠点を形成するため、(仮称)セントラルパークの整備を進めます。	先行整備地区3.9haを開設(H19.11) 次期整備地区について検討中	事業推進に向け関係機関と調整 (平成25年度末)	総合振興計画等を踏まえ、(仮称)セントラルパーク基本計画を改定した。	関係機関及び市民協議会と協議を重ね、(仮称)セントラルパーク基本計画の改定を行った。	達成
				加田屋地区自然環境公園整備事業 〔都市公園課〕	見沼田圃の原風景を色濃く残す加田屋地区の既存の環境資源や人材を生かした持続可能な市民緑地公園として、水田や湿地を生かした形で、水・湿地系のネットワークを形成する拠点としての公園整備を進めます。	関係機関と調整中	関係機関と調整しながら、(仮称)見沼基本計画に基づいた事業展開 (平成25年度)	庁内検討会議により整備に向けた取組を継続させ、課題解決に向けた協力体制の維持を図った。	庁内検討会議により整備に向けた取組を継続させ、課題解決に向けた協力体制の維持を図った。	達成
				見沼通船掘公園整備事業 〔都市公園課〕	国指定史跡の見沼通船掘と周辺の斜面林を取り込み、見沼田圃の環境に調和した、歴史と自然にふれあえる総合公園を整備します。	用地買収中	事業中 (暫定利用として一部供用開始)	用地買収率:約90%→約92%(約2%上昇)	用地買収率:約84%→約92%(約8%上昇)	達成
		■5 見沼田圃グリーントラストの推進	市民・団体・事業者などの協力によって基金を募り、斜面林などの公有地化を推進する制度を検討します。	【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:27地区 総面積:7.53ha (平成22年1月1日現在)	地区数:32地区 総面積:9.2ha (平成32年度)	26地区 7.3ha (平成26年度末)	26地区 7.3ha (平成26年度末)	概ね順調
		■6 見沼田圃の保全・活用・創造に向けた市民活動のネットワークづくりの推進	市民やボランティアなどの団体の活動を連携させるために、情報交換や人材交流の場づくりなどによるネットワークづくりを進めます。	見沼たんぼ・さいたま市 & 市民ネットワーク 〔見沼田圃政策推進室〕	平成19年度「見沼たんぼのホームページ」開設と同時に「見沼たんぼ・さいたま市 & 市民ネットワーク」を立ち上げ、ホームページの運営やイベント等の企画を行っています。	ホームページアクセス数:48,531件 (平成21年5月末現在累計)	ホームページアクセス数:200,000件	・ホームページアクセス数:320,217件 (平成27年3月末現在累計) ・私の好きな見沼たんぼ2014写真コンクールの実施 ・「見沼たんぼ広報室」の実施 ・「見沼たんぼクリーンウォーク」の実施	ホームページアクセス数:320,217件 (平成27年3月末現在累計)	達成
		市民活動等支援事業 〔市民協働推進課〕	市民の自主的な活動の活発化を図るために、市民活動や協働についての情報提供やイベントの開催などによる相互交流の場を創出するとともに、市民活動を支援するために必要な施策を実施します。	浦和駅東口駅前のコムナーレ9階に市民活動サポートセンターを開設し、市民活動に対して交流の促進や、活動の場・情報・相談・学習の機会等の提供を行っています。	推進	指定管理者(NPO法人)と協働で市民活動サポートセンターの管理運営を実施し、フェスティバル等の交流イベントやセミナーを開催し、学習や交流の機会を提供した。	・来館者数(H19開設からの累計) 3,518,490人 ・利用登録団体 1,679団体(平成27年3月31日現在) ・交流会の開催 年3回(大規模1回、中規模2回) ・セミナーの開催 年12回以上	概ね順調		
		■7 見沼田圃の魅力についての情報発信や資源の活用	見沼田圃の価値や魅力をPRするとともに、国内外に向けて情報発信に努めます。	【再掲】 見沼グリーンプロジェクト推進事業 〔見沼田圃政策推進室〕	見沼田圃の自然・歴史・文化を市民のかけがえのない環境資産として次世代に引き継いでいくことを基本理念として、その保全・活用・創造に努め、水と緑の拠点形成、水と緑の連続性の確保による「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。	「見沼たんぼのホームページ」の開設 (平成19年度) 「見沼たんぼ・さいたま市 & 市民ネットワーク」による情報発信と各種活動の実施(平成20年度から)	見沼田圃基本計画策定 (平成22年度) 見沼田圃実施計画アクションプラン策定 (平成23年度)	「さいたま市見沼田圃基本計画」アクションプランの実施	さいたま市見沼田圃基本計画策定(平成23年1月) さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン策定(平成24年3月)	達成
		見沼たんぼでの協働と農業活性化 〔農業政策課〕	見沼たんぼでの農業交流イベントや見沼農業ネットワークの拡充を行います。	見沼農業ネットワーク:7団体	事業推進	見沼農業ネットワーク 7団体(増減なし)	事業推進	達成		
		歴史的資源の活用 〔文化財保護課〕	見沼通船掘の閘門や鈴木家住宅の適切な保存を行うとともに、周辺の文化財への案内看板や休憩施設を設置し、憩える場所として歴史的遺産の活用を図ります。	①見沼通船掘の閘門や鈴木家住宅の修繕 ②休憩施設設置検討	①継続 ②設置 (平成22年度から)	①継続	①継続 ②休憩施設設置完了済(完了)	概ね順調		
		斜面林や見沼代用水等を活用した憩いの場所整備事業 〔みどり推進課・見沼田圃政策推進室〕	多くの人に見沼田圃の豊かな自然や歴史などを楽しんでもらうために、見沼代用水と一体となった斜面林を開放し、散策路や休憩施設を整備します。	ワークショップによる設置場所等の検討	①斜面林の新規開放数 3箇所 (平成24年度末) ②休憩施設の新規整備数 5箇所 (平成24年度末)	—	①平成24年度完了 ②平成24年度完了	達成		

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況		達成状況
						平成21年度末	平成26年度末	平成26年度の実施状況(単年度)	平成26年度までの実施状況(累計)	
<2> 荒川シンボル 軸づくり	荒川を緑のシンボル軸として引き続き保全を基本としながら、自然環境を活かしたエコジカル・ネットワークの拠点の形成を進めます。また、周辺の緑との調和に努め、自然とのふれあいや緑に親しめるレクリエーション空間として活用します。	■1 優れた自然環境などの 保全・再生	優れた自然環境を形成している緑や周辺の良好な農地の保全とともに、自然環境を体験する場としての活用に努めます。	田島ヶ原サクラソウ自生地の保護 〔文化財保護課〕	国の特別天然記念物である田島ヶ原サクラソウ自生地を保護するために、自生地では帰化植物の除去や希少植物の増殖、草焼きなどを中心に、年間の維持管理事業を実施しています。今後は、将来を見通した保存管理の方法を新たに策定し、サクラソウ保護を適切に実施します。	①毎年維持管理を実施	①継続 ②保存管理計画の策定 (平成24年度末)	① 継続	① 継続 ② 保存管理計画策定済(完了)	概ね順調
				【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:27地区 総面積:7.53ha (平成22年1月1日現在)	地区数:32地区 総面積:9.2ha (平成32年度)	26地区 7.3ha (平成26年度末)	26地区 7.3ha (平成26年度末)	概ね順調
				【再掲】 地産地消事業 〔農業政策課〕	農産物を市内で生産消費する仕組みを整備するとともに、消費者に安全・安心な農産物を供給するため、生産者に対し、エコファーマーへの転換や特別栽培農産物の生産等を促します。また、市内の特色ある農産物を原料とした加工品を開発し、市のブランドとして育てます。	①特別栽培農産物数:209件 ②エコファーマー:196件 ③商品開発数:0件 (平成20年度末)	①特別栽培農産物数:250件 ②エコファーマー:235件 ③商品開発数:5件 (平成25年度末)	①特別栽培農産物数 212件 ②エコファーマー 82件 ③商品開発数 10事業所(2事業所増)	- (累計に適さないため)	遅れ
				環境教育・学習推進事業 〔環境総務課・指導1課〕	環境問題に対する関心や理解の向上、環境保全に係る自発的な行動を促進するため、環境教育・学習を実施します。	①アースミュージカル参加者:1,086人 (平成20年度) ②標語・ポスターコンクール:1,811人 (平成20年度) ③学校環境緑化コンクール参加校:40校	①1,100人(平成21年度で事業終了) ②9,000人(平成21~25年度累計) ③200校(平成21~25年度累計)	①平成21年度で事業終了 ②環境保全をテーマとした標語・ポスターコンクールを実施した。 (平成26年度:2,645人) ③参加校7校(針ヶ谷小・中島小・日進小・海老沼小・辻南小・野田小・土呂中) ○県審査結果 【優秀校】針ヶ谷小 【優良校】辻南小 【良好校】海老沼小・土呂中	①平成21年度で事業終了 ②環境保全をテーマとした標語・ポスターコンクールを実施した。 (平成21~25年度累計:9,613人) ③95校 (H22:41校 H23:19校 H24:19校 H25:9校 H26:7校)	遅れ
				【再掲】 遊歩道の整備 〔都市公園課〕	歩行者が安全で快適に歩けることができる遊歩道の整備を推進します。	高沼遊歩道の整備	環境空間(下落合地区)の緑道整備 (平成24年度末)	-	下落合環境空間緑道の整備(平成24年度末)	達成
<3> 元荒川シンボル 軸づくり	元荒川では、貴重な自然環境の保全を基本として、自然環境を活かしたエコジカル・ネットワークの拠点の形成を図るとともに、緑と歴史や文化に親しめる空間として活用します。	■1 優れた自然環境などの 保全・再生	優れた自然環境を保全するとともに、質の高い緑の整備を進めます。	【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:27地区 総面積:7.53ha (平成22年1月1日現在)	地区数:32地区 総面積:9.2ha (平成32年度)	26地区 7.3ha (平成26年度末)	26地区 7.3ha (平成26年度末)	概ね順調
				【再掲】 環境教育・学習推進事業 〔環境総務課・指導1課〕	環境問題に対する関心や理解の向上、環境保全に係る自発的な行動を促進するため、環境教育・学習を実施します。	①アースミュージカル参加者:1,086人 (平成20年度) ②標語・ポスターコンクール:1,811人 (平成20年度) ③学校環境緑化コンクール参加校:40校	①1,100人(平成21年度で事業終了) ②9,000人(平成21~25年度累計) ③200校(平成21~25年度累計)	①平成21年度で事業終了 ②環境保全をテーマとした標語・ポスターコンクールを実施した。 (平成26年度:2,645人) ③参加校7校(針ヶ谷小・中島小・日進小・海老沼小・辻南小・野田小・土呂中) ○県審査結果 【優秀校】針ヶ谷小 【優良校】辻南小 【良好校】海老沼小・土呂中	①平成21年度で事業終了 ②環境保全をテーマとした標語・ポスターコンクールを実施した。 (平成21~25年度累計:9,613人) ③95校 (H22:41校 H23:19校 H24:19校 H25:9校 H26:7校)	遅れ
				【再掲】 遊歩道の整備 〔都市公園課〕	歩行者が安全で快適に歩けることができる遊歩道の整備を推進します。	高沼遊歩道の整備	環境空間(下落合地区)の緑道整備 (平成24年度末)	-	下落合環境空間緑道の整備(平成24年度末)	達成
				【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:27地区 総面積:7.53ha (平成22年1月1日現在)	地区数:32地区 総面積:9.2ha (平成32年度)	26地区 7.3ha (平成26年度末)	26地区 7.3ha (平成26年度末)	概ね順調
				緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行なっています。	①緑化指導基準の改正 ②協議によって創出される緑地:6.4ha (平成20年度)	②協議によって創出される緑地 累計:50ha	協議によって創出される緑地:14.8ha	協議によって創出される緑地:94.21ha	達成
■4 市街地を結ぶ歴史・文化と緑を活かしたネットワークづくり	周辺の歴史・文化資源や道路を活かした緑のネットワークづくりを進めます。	【再掲】 身近な公園整備事業 ※旧事業名 「緑の核づくり公園整備事業」 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民一人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	身近な公園整備率:79.7% (平成20年度末)	身近な公園整備率:88.2% (平成25年度末)	身近な公園整備率:84.1%(暫定)	身近な公園整備率:79.7%→84.1%(暫定)	遅れ		
				都市計画道路の緑化推進 〔道路計画課〕	都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。	道路整備延長:約1km (平成20年度)	推進	道路整備延長:0km 高木・中木植栽数:0本 低木植栽数:0本	道路整備延長:1.7km 高木・中木植栽数:178本 低木植栽面積:775.4m2	概ね順調
				■5 元荒川の魅力についての 情報発信	優れた自然環境の保全・再生の取組みや、レクリエーション空間としての魅力の情報発信に努めます。					

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況		達成状況	
						平成21年度末	平成26年度末	平成26年度の実施状況(単年度)	平成26年度までの実施状況(累計)		
<4> 緑のシンボル 核づくり	さまざまな緑を活用しながら、本市の歴史・文化資源と新しい都心空間の緑が融合する緑のシンボル核づくりに努めます。	■1 氷川参道の維持・整備	氷川参道では、樹木の保護に努めるとともに、歩行者が安全で快適に歩くことができる道として維持・整備します。	氷川参道整備事業 〔氷川参道対策室〕	本市の歴史文化と自然を象徴とした重要なシンボルである氷川参道の樹木の保全を行いながら、快適な歩行空間を確保します。	参道樹木の保全のため、参道の歩行者専用化を目指す。第1段階として、既存の交通を受け入れた歩行者空間を確保すべく歩車分離工事を実施しています。	平成25年度末までに導入する、参道にふさわしいまちづくりガイドラインをもとに、平成26年度末には、参道樹木の保全及び、歩行者専用化にむけた課題の整理を行います。	・参道並木保全のため、並木敷への中低木の植栽を実施 ・歩行者専用化を検討する場として「氷川参道歩行者専用化検討協議会」を設立	・並木敷への中低木の植栽(延長1015m)(平成22年度からの累計) ・「氷川参道歩行者専用化検討協議会」の設立	概ね順調	
		■2 風致地区の緑の保全・育成	風致地区に指定されている氷川神社・氷川参道と盆裁村一帯の区域では、緑豊かなまちなみの維持とともに、緑の保全・育成に必要な措置を講じていくものとします。	風致地区の保全 〔みどり推進課〕	風致地区の景観や緑豊かな住環境を維持していくために、市民・業者の協力が不可欠であることから、制度の周知や啓発を推進します。	ホームページによる情報提供 制度の啓発看板の設置	推進	ホームページによる情報提供	ホームページによる情報提供	ホームページによる情報提供	概ね順調
				【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行ないます。	①緑化指導基準の改正 ②協議によって創出される緑地:6.4ha (平成20年度)	②協議によって創出される緑地 累計:50ha	協議によって創出される緑地:14.8ha	協議によって創出される緑地:94.21ha	達成	
				建築物緑化助成事業 〔みどり推進課〕	建築物の屋上や壁面を利用して緑化する方に対して、その費用の一部を助成します。	建築物緑化助成事業の創設 (平成19年度) 創出された緑地:138㎡ (平成20年度末)	創出された緑地 累計:1,538㎡ (平成24年度末)	創出された緑地:177㎡	創出された緑地 2,741㎡(平成20年度からの累計)	達成	
				生け垣助成制度 〔みどり推進課〕	住宅の道路に接する生け垣や生け垣として中低木などの植え込みを設置する場合に、(公財)さいたま市公園緑地協会が助成を行っています。	累計:219件(平成20年度末) ※平成27年度に件数を修正	累計:340件 (平成25年度末)	19件	368件(平成13年からの累計)	達成	
				【再掲】 景観法に基づく制度の活用 〔都市計画課〕	景観法に基づく景観計画を策定し、各種制度を活用することにより、良好な景観形成を図ります。	景観計画策定(予定)	施行(平成22年度)	—	「さいたま市景観計画」策定(H22.4)	達成	
				保存樹木の指定 〔みどり推進課〕	街の健全な環境の維持のため、樹木のうち特に健全に育ち、美観の優れた樹木を指定することにより、所有者に対して奨励金を交付し貴重な樹木を保全します。	①保存樹木の指定本数:210本 (平成20年度末) ②啓発活動の実施	①保存樹木の指定本数:240本	①保存樹木の指定本数:248本 (平成26年度末) ②啓発活動の実施	①保存樹木の指定本数:248本 (平成26年度末) ②啓発活動の実施	達成	
		■3 大宮駅周辺などにおける緑の創出	大宮駅周辺や見沼田圃の西側の市街地では、氷川神社や大宮公園などの周辺の豊かな緑と連続するよう、施設整備などにあわせて緑の積極的な創出に努めます。	大宮駅周辺地域戦略ビジョン 推進事業 ※旧事業名 大宮駅東口都市再生プラン推進事業 〔大宮駅東口まちづくり事務所〕	大宮駅周辺地域戦略ビジョンに基づき、地域固有の自然環境を尊重した緑の創出や植栽基盤の確保を道路や公園、建物等が一体となって実現し、ヒートアイランドの緩和や自然を身近に感じられる快適な都市空間を形成します。 ※大宮駅東口都市再生プランは、平成22年5月より、大宮駅周辺地域戦略ビジョンとして取り組んでいます。	大宮駅東口地区の都市の骨格を形成する幹線道路である氷川緑道西通線(南区間)の開通に向け、用地買収を推進する。	推進	南区間における用地買収について、3件用地売買契約を締結した。	南区間における用地買収について、1件を残し用地売買契約を締結した。	概ね順調	
				緑化地域の指定検討 〔みどり推進課〕	建築物を新築・増築する際に緑化を義務づける緑化地域の指定を検討します。	緑化指導基準の課題整理	導入に向けた検討	導入に向けた検討	導入に向けた検討	概ね順調	
				立体都市公園制度の活用 〔都市公園課〕	中心市街地の土地の確保が困難な地域での建築物などの施設の一部や人工地盤を活用した立体都市公園を整備します。	制度活用について検討中	検討	制度活用について検討	制度活用について検討	概ね順調	
				花いっぱい運動の活動推進 〔みどり推進課〕	緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	①会員数:2,800名 ②各区の活動団体の設立	推進	①会員数:約3,700名 ②10区全てに支部を設置済み(平成24年度)	①会員数:約3,700名 ②10区全てに支部を設置済み(平成24年度)	概ね順調	
		■4 セントラルパーク構想の推進	見沼田圃の自然を活かすとともに、その再生を意識した公園の整備とセントラルパーク構想の推進に努めます。	【再掲】 (仮称)セントラルパーク整備事業 〔都市公園課〕	見沼田圃全体の将来像を見据え、その保全・活用・創造を先導するとともに、市民のオアシスとなる緑の拠点を形成するため、(仮称)セントラルパークの整備を進めます。	先行整備地区3.9haを開設(H19.11) 次期整備地区について検討中	事業推進に向け関係機関と調整 (平成25年度末)	総合振興計画等を踏まえ、(仮称)セントラルパーク基本計画を改定した。	関係機関及び市民協議会と協議を重ね、(仮称)セントラルパーク基本計画の改定を行った。	達成	
		■5 見沼田圃斜面林の保全・活用	緑のシンボル核一帯の見沼田圃の斜面林について、重点的な保全に努めます。	【再掲】 見沼グリーンプロジェクト推進事業 〔見沼田圃政策推進室〕	見沼田圃の自然・歴史・文化を市民のかけがえのない環境資産として次世代に引き継いでいくことを基本理念として、その保全・活用・創造に努め、水と緑の拠点形成、水と緑の連続性の確保による「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。	「見沼たんぼのホームページ」の開設 (平成19年度) 「見沼たんぼ・さいたま市 & 市民ネットワーク」による情報発信と各種活動の実施(平成20年度から)	見沼田圃基本計画策定 (平成22年度) 見沼田圃実施計画アクションプラン策定 (平成23年度)	「さいたま市見沼田圃基本計画」アクションプランの実施	さいたま市見沼田圃基本計画策定(平成23年1月) さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン策定(平成24年3月)	達成	
		■6 緑の歩行者ネットワークの整備	緑の歩行者ネットワークの整備に努めます。	高沼遊歩道整備事業 〔都市公園課〕	さいたま新都心東側高沼導水路用地を活用し、遊歩道として整備することで、見沼田圃から中山道、氷川参道へと続く緑のネットワーク機能の形成を図ります。	中流部整備により事業完了	完成 (平成21年度末)	—	完成(平成21年度)	達成	
				高沼用水路整備事業 〔河川課〕	高沼用水路(導水路・東縁・西縁)の水路や護岸などの水辺環境整備を行い、市民と連携しながら、その憩いの場となる親水性の高い水辺空間づくりを進め、花と緑のネットワークの形成を図ります。	①整備総延長:0m ②憩える場所の整備数:0箇所 (平成20年度末)	①整備総延長:800m (平成25年度末) ②憩える場所の整備数:2箇所 (平成24年度末)	①整備延長:0.6km ②憩える場所の整備数:1箇所	①整備延長:0.9km ②憩える場所の整備数:2箇所	概ね順調	

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況		達成状況	
						平成21年度末	平成26年度末	平成26年度の実施状況(単年度)	平成26年度までの実施状況(累計)		
<5> 都市基幹公園などの整備	都市基幹公園と広域公園などについては、整備水準以上の確保と、各区に対応した配置・整備を目指します。また、緑化率は50%以上とするともに、水環境や空気の浄化などの環境保全を先導する整備や、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した整備、地域特性などを活かしたテーマのある整備に努めます。			【再掲】 セントラルパーク整備事業 〔都市公園課〕	見沼田圃全体の将来像を見据え、その保全・活用・創造を先導するとともに、市民のオアシスとなる緑の拠点を形成するため、(仮称)セントラルパークの整備を進めます。	先行整備地区3.9haを開設(H19.11) 次期整備地区について検討中	事業推進に向け関係機関と調整 (平成25年度末)	総合振興計画等を踏まえ、(仮称)セントラルパーク基本計画を改定した。	関係機関及び市民協議会と協議を重ね、(仮称)セントラルパーク基本計画の改定を行った。	達成	
				【再掲】 加木屋地区自然環境公園整備事業 〔都市公園課〕	見沼田圃の原風景を色濃く残す加木屋地区の既存の環境資源や人材を生かした持続可能な市民緑地公園として、水田や湿地を生かした形で、水・湿地系のネットワークを形成する拠点としての公園整備を進めます。	関係機関と調整中	関係機関と調整しながら、(仮称)見沼基本計画に基づいた事業展開 (平成25年度)	庁内検討会議により整備に向けた取組を継続させ、課題解決に向けた協力体制の維持を図った。	庁内検討会議により整備に向けた取組を継続させ、課題解決に向けた協力体制の維持を図った。	達成	
				秋葉の森総合公園整備事業 〔都市公園課〕	緑に囲まれた良好な自然環境の中で、気軽にスポーツやレジャー、自然とふれあう活動などが楽しめる施設を整備します。	北側ゾーン一部開設 (平成20年度末)	北側ゾーン:開設済み 南側ゾーン:事業中 (平成25年度末)	関係機関との協議を行うとともに、用地取得のため地権者と交渉を行った。	関係機関と協議を行い、整備方針を策定した。南側ゾーンの用地買収を進めた。	達成	
				【再掲】 見沼通船掘公園整備事業 〔都市公園課〕	国指定史跡の見沼通船掘と周辺の斜面林を取り込み、見沼田圃の環境に調和した、歴史と自然にふれあえる総合公園を整備します。	用地買収中	事業中 (暫定利用として一部供用開始)	用地買収率:約90%→約92%(約2%上昇)	用地買収率:約84%→約92%(約8%上昇)	達成	
				与野中央公園整備事業 〔都市公園課〕	市街地における緑に囲まれた市民の運動の場や、広域避難場所ともなる総合公園を整備します。	用地買収中	事業中 東側部分一部開設済み 他暫定利用として一部供用開始	用地買収率:約89%→約91%(約2%上昇)	用地買収率:約87%→約92%(約5%上昇)	達成	
				【再掲】 身近な公園整備事業 ※旧事業名 「緑の核づくり公園整備事業」 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民一人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	身近な公園整備率:79.7% (平成20年度末)	身近な公園整備率:88.2% (平成25年度末)	身近な公園整備率:84.1%(暫定)	身近な公園整備率:79.7%→84.1%(暫定)	遅れ	
<6> まとまりのある樹林地の保全・活用・再生	西区北部、見沼区南部、緑区東部や岩槻区北部・南部は、武蔵野の面影を感じさせる地域です。このような豊かな緑を残す地域は市内でも少なくなってきており、貴重な自然環境の財産として保全と活用に努めます。	■1 緑のまとまりに配慮した保全制度の活用	県立安行武南自然公園として指定されている緑区東部や、西区北部、見沼区南部、岩槻区北部・南部の区域においては、新たな保全制度の活用を検討を含めて、まとまりのある緑の保全に努めます。また、重要な樹林地については、必要に応じてより担保性の高い制度へと移行していくよう努めます。	【再掲】 特別緑地保全地区の指定検討 〔みどり推進課〕	無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。	地区数:3地区 総面積:1.9ha (平成22年1月1日現在)	地区数:8地区 総面積:3.4ha (平成32年度)	6地区 2.7ha (平成26年度末)	6地区 2.7ha (平成26年度末)	概ね順調	
			■2 特別緑地保全地区・自然緑地などの指定	本市の貴重な樹林地については、今後、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定に努めていきます。その他の樹林地についても、条例に基づく自然緑地や保存緑地などとしての維持と指定推進に努めます。	【再掲】 特別緑地保全地区の指定検討 〔みどり推進課〕	無秩序な市街化の防止と良好な都市環境の維持を目的に、条例等で指定している緑地を都市緑地法による特別緑地保全地区として指定します。また、計画的な指定に向けての検討をします。	地区数:3地区 総面積:1.9ha (平成22年1月1日現在)	地区数:8地区 総面積:3.4ha (平成32年度)	6地区 2.7ha (平成26年度末)	6地区 2.7ha (平成26年度末)	概ね順調
			■3 樹林地の活用・再生	まとまりのある貴重な緑の環境を活かし、緑に親しめる場として活用します。また、必要に応じて、良好な自然環境を回復するよう、再生に努めます。	【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:27地区 総面積:7.53ha (平成22年1月1日現在)	地区数:32地区 総面積:9.2ha (平成32年度)	26地区 7.3ha (平成26年度末)	26地区 7.3ha (平成26年度末)	概ね順調
			【再掲】 環境教育・学習推進事業 〔環境総務課・指導1課〕	環境問題に対する関心や理解の向上、環境保全に係る自発的な行動を促進するため、環境教育・学習を実施します。	①アースミュージカル参加者:1,086人 (平成20年度) ②標語・ポスターコンクール:1,811人 (平成20年度) ③学校環境緑化コンクール参加校:40校	①1,100人(平成21年度で事業終了) ②9,000人(平成21~25年度累計) ③200校(平成21~25年度累計)	遅れ				
			【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:27地区 総面積:7.53ha (平成22年1月1日現在)	地区数:32地区 総面積:9.2ha (平成32年度)	26地区 7.3ha (平成26年度末)	26地区 7.3ha (平成26年度末)	概ね順調		
			【再掲】 みどり愛護会の活動支援 〔みどり推進課〕	市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。	10支部で21箇所の保全活動を実施 会員数:231名 (平成22年1月1日現在)	継続	8支部で13箇所の保全活動を実施。 会員数:259名(H27年3月31日現在)	8支部で13箇所の保全活動を実施。 会員数:259名(H27年3月31日現在)	概ね順調		
<7> 緑のシンボル軸などの保全・強化	見沼田圃、荒川、元荒川や河川を風の通り道の軸とし、周辺を含めて緑の保全と整備を進め、強化していくよう努めます。			【再掲】 見沼グリーンプロジェクト推進事業 〔見沼田圃政策推進室〕	見沼田圃の自然・歴史・文化を市民のかけがえのない環境資産として次世代に引き継いでいくことを基本理念として、その保全・活用・創造に努め、水と緑の拠点形成、水と緑の連続性の確保による「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。	「見沼たんぼのホームページ」の開設 (平成19年度) 「見沼たんぼ・さいたま市&市民ネットワーク」による情報発信と各種活動の実施(平成20年度から)	見沼田圃基本計画策定 (平成22年度) 見沼田圃実施計画アクションプラン策定 (平成23年度)	「さいたま市見沼田圃基本計画」アクションプランの実施	さいたま市見沼田圃基本計画策定(平成23年1月) さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン策定(平成24年3月)	達成	
				【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:27地区 総面積:7.53ha (平成22年1月1日現在)	地区数:32地区 総面積:9.2ha (平成32年度)	26地区 7.3ha (平成26年度末)	26地区 7.3ha (平成26年度末)	概ね順調	
				【再掲】 身近な公園整備事業 ※旧事業名 「緑の核づくり公園整備事業」 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民一人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	身近な公園整備率:79.7% (平成20年度末)	身近な公園整備率:88.2% (平成25年度末)	身近な公園整備率:84.1%(暫定)	身近な公園整備率:79.7%→84.1%(暫定)	遅れ	

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況		達成状況			
						平成21年度末	平成26年度末	平成26年度の実施状況(単年度)	平成26年度までの実施状況(累計)				
<8> 樹林地の担 保性の向上 に向けた取組 みの推進	樹林地についての評価基準や優先順位などを明確にし、市民の協力が得られるよう努めながら、公有地化を含む担保性の向上を図るプログラムに基づく取組みを推進します。			(仮称)さいたま市花と緑の基金の検討 〔みどり推進課〕	市街地に点在する雑木林や屋敷林などは、開発や相続などによって年々減少しているため、公有地化に向けた基金の創設を検討します。	-	検討	基金創設に向け検討中	基金創設に向け検討中	概ね順調			
				税の優遇措置などの情報提供 〔みどり推進〕	緑地の保全に係る税制面について、相続税等の軽減など優遇措置を図られるよう、国の関係省に要望します。 ※事業概要を修正	八都県市を通して、相続税の税制優遇制度の実施に向けての要望活動の実施(平成21年7月8日)	継続	九都県市を通して、緑地に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、税負担の軽減措置を講じるよう、国に対して要望書を提出(平成26年7月25日)	九都県市を通して、緑地に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、税負担の軽減措置を講じるよう、国に対して要望書を提出	概ね順調			
<9> 市街地の農 地の保全	市街化区域内の農地は、重要な緑として生産緑地として保全することを基本とし、その他の農地についても追加指定などによって保全に努めます。	■1 生産緑地地区の指定と維持管理	市街化区域の農地については、生産緑地地区の指定に努め、適切に保全します。また、生産緑地を買い取る場合には、公園などとしての利用も検討します。	【再掲】 地産地消事業 〔農業政策課〕	農産物を市内で生産消費する仕組みを整備するとともに、消費者に安全・安心な農産物を供給するため、生産者に対し、エコファーマーへの転換や特別栽培農産物の生産等を促します。また、市内の特色ある農産物を原料とした加工品を開発し、市のブランドとして育てます。	①特別栽培農産物数:209件 ②エコファーマー:196件 ③商品開発数:0件 (平成20年度末)	①特別栽培農産物数:250件 ②エコファーマー:235件 ③商品開発数:5件 (平成25年度末)	①特別栽培農産物数 212件 ②エコファーマー 82件 ③商品開発数 10事業所(2事業所増)	- (累計に適さないため)	遅れ			
				生産緑地に関する情報の提供 〔みどり推進課〕	生産緑地の買取申出があった場合に、市街化区域内の農地を保全することを目的に、農業委員会に対して、あっせん依頼のための情報提供に努めます。	買取申出件数:21件 (H21.1.1~H21.12.31)	継続	買取申出件数:39件 (H26.1.1~H26.12.31)	継続	概ね順調			
				生産緑地地区の指定 〔みどり推進課〕	市街化区域内の農地については、重要な緑として生産緑地地区として指定することにより、保全に努めます。	地区数:1,501地区 総面積:388.55ha (平成22年1月1日現在)	推進	地区数:1,430地区 総面積:357.70ha (平成27年3月31日現在)	地区数:1,430地区 総面積:357.70ha (平成27年3月31日現在)	概ね順調			
<10> 世界に誇る盆 裁文化の保 全・育成	緑の保全と育成を重点的に進めるとともに、盆栽関連施設を整備し、施設を核とした盆栽文化ネットワークを構築します。また、イベントの開催など積極的なPRを行い、本市らしい文化の創造と発信に努めます。			盆栽文化振興事業 〔大宮盆栽美術館〕	世界に誇る盆栽文化を広く国内外に発信する盆栽関連施設を整備するとともに、盆栽文化の振興を図ります。	①盆栽関連施設 整備中 ②盆栽関連施設で実施する展示事業、教育普及事業、情報発信事業などの各種事業の計画 (平成20年度)	①大宮盆栽美術館の開館 (平成21年度) ②所蔵品等の調査・研究、特別展・企画展の開催、講演会・講座の実施、盆栽文化情報の発信	①所蔵盆栽の拡充 ②所蔵品等の調査・研究、特別展・企画展の開催、講演会・講座の実施、盆栽文化情報の発信	①大宮盆栽美術館の開館(平成21年度) ②所蔵品等の調査・研究、特別展・企画展の開催、講演会・講座の実施、盆栽文化情報の発信	概ね順調			
<11> 住区基幹公 園などの整備	住区基幹公園については、地域の身近な緑の核として、公園不足区域を中心に引き続きグリーンパラソル推進事業により、歩いて行ける距離に整備を推進します。また、借地公園や公共・民間施設などの上部利用による立体都市公園制度の活用、基盤整備により提供される用地などの積極的な活用など、効率的な住区基幹公園の整備を推進していくための指針となる公園整備計画を策定します。	■1 街区公園の整備	街区公園は、面積0.1ha以上、0.25haを標準として、市民1人当たり1㎡以上(全体として約130ha)を目指し、グリーンパラソル推進事業のほか土地区画整理事業などの面的整備と連動して、歩いて5分程度で行ける範囲に確保するよう努めます。また、開発などに伴う0.1ha未満の公園については、0.1ha以上の街区公園とは区別して確保に努めます。	【再掲】 身近な公園整備事業 ※旧事業名 「緑の核づくり公園整備事業」 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民一人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	身近な公園整備率:79.7% (平成20年度末)	身近な公園整備率:88.2% (平成25年度末)	身近な公園整備率:84.1%(暫定)	身近な公園整備率:79.7%→84.1%(暫定)	遅れ			
											■2 近隣公園の整備	近隣公園は、面積2haを標準として、市民1人当たり2㎡以上(全体として約260ha)を目指し、特に市街地を中心として適正な配置に努めます。	
												■3 地区公園の整備	地区公園は面積4haを標準として、各区に1箇所以上(全体として約40ha)の整備に努めるとともに、長期的には市民1人当たり1㎡以上の確保を目指します。また、緑のシンボル軸や骨格軸を強化するよう配置に努めます。整備に当たっては周辺地区の土地利用や環境などを考慮し、防災、自然環境、歴史・文化などテーマ性を有した整備に努めます。
													■4 その他の都市公園の整備
				公園の芝生化 〔都市公園課〕	近隣公園など、身近な公園の芝生化を推進します。また、芝生の管理については、市民協働による管理を検討し、管理費の軽減を図ります。	緑区4箇所、北区3箇所、桜区2箇所、岩槻区2箇所、大宮区1箇所=計12箇所(平成20年度末)	各区2箇所以上 (平成24年度末)	-	累計32箇所 (平成24年度末)	概ね順調			

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況		達成状況
						平成21年度末	平成26年度末	平成26年度の実施状況(単年度)	平成26年度までの実施状況(累計)	
<12> 都心部を中心とした緑の創出	都心を核とする中心市街地においては、緑の積極的な確保を目指す。緑の創出によって、緑を創出します。	■1 緑化地域の指定検討	大宮駅周辺地区や浦和駅周辺地区などでは、一定の規模を超える敷地に積極的に緑を確保することを目的として、都市緑地法に基づく緑化地域の指定などを検討します。	【再掲】 緑化地域の指定検討 〔みどり推進課〕	建築物を新築・増築する際に緑化を義務づける緑化地域の指定を検討します。	緑化指導基準の課題整理	導入に向けた検討	導入に向けた検討	導入に向けた検討	概ね順調
		■2 良好な景観形成の促進	良好な景観の形成を促進するため、緑を創出して、うるおいのある豊かな居住環境の創造や個性的な地域社会の実現に努めます。	【再掲】 景観法に基づく制度の活用 〔都市計画課〕	景観法に基づく景観計画を策定し、各種制度を活用することにより、良好な景観形成を図ります。	景観計画策定(予定)	施行(平成22年度)	—	「さいたま市景観計画」策定(H22.4)	達成
				【再掲】 建築物緑化助成事業 〔みどり推進課〕	建築物の屋上や壁面を利用して緑化する方に対して、その費用の一部を助成します。	建築物緑化助成事業の創設 (平成19年度) 創出された緑地:138㎡ (平成20年度末)	創出された緑地 累計:1,538㎡ (平成24年度末)	創出された緑地:177㎡	創出された緑地 2,741㎡(平成20年度からの累計)	達成
				地区計画による生垣設置の推進 〔都市計画課〕	地区計画制度によるまちづくりを進める地区において、生垣等を選択肢の一つとした垣又はさくの制限導入を推進します。	垣又はさくの構造を生垣等とする制限を導入した地区計画について、36地区を決定	継続	垣またはさくの構造を生垣等とする制限を導入した地区計画について、4地区を決定	垣またはさくの構造を生垣等とする制限を導入した地区計画について、累計50地区を決定	達成
<13> 花と緑の駅づくり	駅と駅周辺において、まちの顔となる魅力ある表情づくりを重点的に推進します。	■1 駅舎などの緑化	駅舎などの駅施設においては、鉄道事業者と連携して、花と緑の確保に努めます。							
		■2 駅周辺の緑化推進	駅周辺の公共空間においては、積極的に花や緑の整備に努めます。また、市民・団体・事業者や駅周辺の民間施設と連携して、緑化を推進します。	【再掲】 都市計画道路の緑化推進 〔道路計画課〕	都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。	道路整備延長:約1km (平成20年度)	推進	道路整備延長:0km 高木・中木植栽数:0本 低木植栽数:0本	道路整備延長:1.7km 高木・中木植栽数:178本 低木植栽面積:775.4m2	概ね順調
				【再掲】 花いっぱい運動の活動推進 〔みどり推進課〕	緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	①会員数:2,800名 ②各区の活動団体の設立	推進	①会員数:約3,700名 ②10区全てに支部を設置済み(平成24年度)	①会員数:約3,700名 ②10区全てに支部を設置済み(平成24年度)	概ね順調
				花と緑のまちづくり推進事業 〔区コミュニティ課〕 ※平成25年度より所管課が区政推進室から各区コミュニティ課へ変更	市内全ての駅・駅周辺及び主要な観光スポットなどを区民等と協働して「花と緑」でいっぱいになります。	事業を開始した区の数:0区 (平成20年度)	事業を開始した区の数:10区 (平成23年度)	—	市内全ての駅等で事業を実施	達成
【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行います。	①緑化指導基準の改正 ②協議によって創出される緑地:6.4ha (平成20年度)	②協議によって創出される緑地 累計:50ha	協議によって創出される緑地:14.8ha	協議によって創出される緑地:94.21ha	達成				
<14> 公共公益施設の緑化推進	公共公益施設は、敷地の25%以上の緑化に努めるとともに、質についてもモデルとなるような緑を確保します。	■1 さまざまな手法を活用した緑の創出	地域にうるおいや魅力ある表情を与えるよう、さまざまな手法を活用した緑の確保に努めるとともに、環境共生型の施設の整備に努めます。	公共施設の緑のカーテンづくり 〔みどり推進課〕	緑のカーテンづくりに公共施設が先導して取り組むことにより、市民の緑に対する意識醸成を図ります。	10区役所で実施	区役所、公民館、支所等の100施設で実施 (平成24年度)	区役所、公民館、支所等162の施設で実施 (平成26年度)	区役所、公民館、支所等162の施設で実施 (平成26年度)	達成
			公共施設の屋上緑化・壁面緑化 〔みどり推進課〕	公共施設を新たに整備する場合は「公共施設緑化マニュアル」に基づき、屋上緑化及び壁面緑化を積極的に実施します。	27箇所 (平成20年度末)	35箇所以上 (平成24年度末)	0か所	39か所	達成	
		■2 公共施設における緑化マニュアルの活用	市が実施する公共建築物の整備において良好な緑を確保していくために、緑化の量と質についての基準を定めた「公共施設緑化マニュアル」を積極的に運用します。	公共施設緑化マニュアル 〔みどり推進課〕	公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、その他の公共施設整備の際にも、マニュアルを活用します。	①緑化推進協議件数:8件 (平成20年度末) ②マニュアルの活用 ③マニュアルの見直し作業 (平成21年度終了予定)	①緑化推進協議件数:20件 ②継続	緑化推進協議件数 4件	緑化推進協議件数 64件	達成
■3 身近な緑のオープンスペースや水辺空間の創出	公共公益施設の敷地や隣接施設との一体化などによって、緑のオープンスペースの確保に努めます。									

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況		達成状況
						平成21年度末	平成26年度末	平成26年度の実施状況(単年度)	平成26年度までの実施状況(累計)	
<15> 学校の緑化 推進	学校を環境教育 や地域緑化の拠点 として位置づけ、「 公共施設緑化マニ ュアル」に基づき、 ふさわしい緑を整 備します。	■1 環境教育の フィールドの 確保	自然の重要性について体験的に 学ぶことができる緑の整備に努め ます。	学校の芝生化 〔学校施設課〕	校庭の改修に併せて芝生化を実施します。また、場所については、グラウンドに限らず、中庭など学校敷地内全体を対象とします。	実施校:6校=谷田小学校、神田小学校、大宮小学校、三室小学校、岸町小学校、つばさ小学校 (平成20年度末)	各区2校の設置 (平成24年度末)	田島中学校(桜区)で芝生化を実施	全10区において各区2校の芝生化を実施	概ね順調
				学校の芝生の維持管理 〔学校施設課〕	すでに整備した校庭の芝生について適切な維持管理を行います。また、保護者や周辺住民の協働による維持管理や民間企業のボランティアによる技術支援などを検討し、管理費の軽減を図ります。	芝生維持管理システムの検討	構築 (平成22年度)	平成22年度に構築したシステムの運用・芝生の維持管理	平成22年度にシステムを構築 システムの運用による芝生の維持管理の実施	達成
				保育園の芝生化 〔保育課〕	身近な緑を創出し、環境教育の一助となるように園庭の芝生化を行います。また、保護者や周辺住民の協働による維持管理や民間企業のボランティアによる技術支援などを検討し、管理費の軽減を図ります。	①実施園:3園 ②芝生維持管理システムの検討	①実施園 累計:62園 (平成21~24年度累計) ②構築(平成22年度)	芝生の維持管理	平成24年度園庭芝生化完了 ①実施園 累計61園 (※桜木、桜木南保育園統合により62園から61園に変更) ②保育士、園児、保護者等との協働で芝生の維持管理を実施	達成
				学校の緑のカーテン 〔学校施設課〕	マニュアルの配布、講習会の実施等の支援を行い、各学校で緑のカーテンづくりを進めます。また、各学校ごとにアイデアや特色を生かした取組を行い、すべての市立学校を対象とした(仮称)緑のカーテンコンテストを実施します。	実施校:4校=常盤小学校、大宮南小学校、下落合小学校、城南小学校 (平成20年度末)	小・中・高等学校及び特別支援学校の全校に設置(平成24年度) (仮称)緑のカーテンコンテストの実施 (平成24年度)	小・中・高等学校及び特別支援学校の全校に緑のカーテンを設置 第3回緑のカーテンコンテストの実施	小・中・高等学校及び特別支援学校の全校に緑のカーテンを設置 平成24年度以降、3回の緑のカーテンコンテストを実施	達成
				学校のピオトープづくり 〔指導1課〕	環境を大切にすることをもち、環境保全に配慮した主体的な行動がとれる児童生徒の育成を図るため実施します。	ピオトープ施設のある学校 小学校:21校 中学校:4校 (平成21年8月末)	推進	ピオトープ施設のある学校 小学校:19校 中学校:4校 (平成27年7月当初)	ピオトープ施設のある学校 小学校:19校 中学校:4校 (平成27年7月当初)	概ね順調
				【再掲】 花いっぱい運動の活動推進 〔みどり推進課〕	緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	①会員数:2,800名 ②各区の活動団体の設立	推進	①会員数:約3,700名 ②10区全てに支部を設置済み(平成24年度)	①会員数:約3,700名 ②10区全てに支部を設置済み(平成24年度)	概ね順調
				学校環境緑化コンクール 〔指導1課〕	児童生徒を中心に学校環境緑化活動の推進を図るため実施します。	日進小学校が全日本学校関係緑化コンクール 準特選を受賞 (平成20年度)	推進	参加校7校(針ヶ谷小・中島小・日進小・海老沼小・辻南小・野田小・土呂中) ○県審査結果 【優秀校】針ヶ谷小 【優良校】辻南小 【良好校】海老沼小・土呂中	95校 (H22:41校 H23:19校 H24:19校 H25:9校 H26:7校)	概ね順調
		■2 地域にふさわしい緑の 保全・整備	地域にふさわしい緑化を推進し、 緑の空間としての活用に努めます。	【再掲】 公共施設緑化マニュアル 〔みどり推進課〕	①緑化推進協議件数:8件 (平成20年度末) ②マニュアルの活用 ③マニュアルの見直し作業 (平成21年度終了予定)	①緑化推進協議件数:20件 ②継続	緑化推進協議件数 4件	緑化推進協議件数 64件	達成	
		■3 学校の緑のあり方や管理 方法などの検討	「地域に開かれた学校づくり」を推進 する中で、学校における緑のあり方、 またその管理のあり方について検討 する場づくりに努めます。							
		<16> 屋上緑化・壁 面緑化の推 進	中心市街地の緑を確保して いくために、屋上緑化や壁面緑化の 重点的な推進に努めます。	■1 屋上緑化・壁面緑化などの緑化の 支援・誘導	屋上緑化・壁面緑化などの普及啓 発に努めるとともに、支援していく 仕組みを創設します。	【再掲】 建築物緑化助成事業 〔みどり推進課〕	建築物の屋上や壁面を利用して緑化する方 に対して、その費用の一部を助成しま す。	建築物緑化助成事業の創設 (平成19年度) 創出された緑地:138㎡ (平成20年度末)	創出された緑地 累計:1,538㎡ (平成24年度末)	創出された緑地:177㎡
家庭の緑のカーテン 〔みどり推進課〕	緑のカーテンづくりに取り組む市民・民間 企業を募集し、講習会や育て方マニ ュアルの配布等を実施し、緑のカー テンづくりに取り組む家庭を増やしま す。					実施方法の検討	①2,000家庭で実施 ②講習会等の実施 (平成24年度)	講習会の実施 緑のカーテン用ゴーヤ種の配布	講習会の実施 緑のカーテン用ゴーヤ種の配布	達成
【再掲】 公共施設の屋上緑化・壁面緑化 〔みどり推進課〕	公共施設を新たに整備する場合は「 公共施設緑化マニュアル」に基づき、 屋上緑化及び壁面緑化を積極的に実 施します。					27箇所 (平成20年度末)	35箇所以上 (平成24年度末)	0か所	39か所	達成
【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者が行うべき敷地内の緑地 の保全及び緑化に関して必要な事 項を定めた緑化指導基準に基づき、 協議を行ないます。					①緑化指導基準の改正 ②協議によって創出される緑地: 6.4ha (平成20年度)	②協議によって創出される緑地 累計:50ha	協議によって創出される緑地: 14.8ha	協議によって創出される緑地: 94.21ha	達成
屋上緑化・壁面緑化に関する 情報提供の充実 〔みどり推進課〕	市のホームページやイベントなど多 様な広報を利用して、屋上緑化・壁 面緑化の理解と普及を図ります。			①ホームページ・パンフレットによる 情報提供 ②モデルとなる事例の紹介	継続	ホームページやパンフレットによる 情報提供	ホームページやパンフレットによる 情報提供	概ね順調		
■2 制度の活用による屋上 緑化・壁面緑化の推進	屋上緑化などを積極的に導入して いくためのPRと活用に努めます。			【再掲】 建築物緑化助成事業 〔みどり推進課〕	建築物の屋上や壁面を利用して緑化する 方に対して、その費用の一部を助成 します。	建築物緑化助成事業の創設 (平成19年度) 創出された緑地:138㎡ (平成20年度末)	創出された緑地 累計:1,538㎡ (平成24年度末)	創出された緑地:177㎡	創出された緑地 2,741㎡(平成20年度からの累計)	達成
緑化施設整備計画認定制度の 活用促進 〔みどり推進課〕	事業者が緑豊かな開発を行う場合に 税制面で優遇を受けられることが できる緑化施設整備計画認定制度 の活用促進を図ります。			①パンフレット等による情報提供 ②他市活用事例の情報収集	継続	-	取扱要綱廃止(平成23年12月22日)	-		
【再掲】 緑化地域の指定検討 〔みどり推進課〕	建築物を新築・増築する際に緑化を 義務づける緑化地域の指定を検討 します。	緑化指導基準の課題整理	導入に向けた検討	導入に向けた検討	導入に向けた検討	概ね順調				
【再掲】 屋上緑化・壁面緑化に関する 情報提供の充実 〔みどり推進課〕	市のホームページやイベントなど多 様な広報を利用して、屋上緑化・壁 面緑化の理解と普及を図ります。	①ホームページ・パンフレットによる 情報提供 ②モデルとなる事例の紹介	継続	ホームページやパンフレットによる 情報提供	ホームページやパンフレットによる 情報提供	概ね順調				

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況		達成状況
						平成21年度末	平成26年度末	平成26年度の実施状況(単年度)	平成26年度までの実施状況(累計)	
<17> 連続性のある 緑や水面の 創出	市街地では、緑や水面の連続的な確保に努めます。特に緑が少ない都心部においては、積極的に緑の確保に努め、ネットワークの形成を推進します。			【再掲】 緑化地域の指定検討 〔みどり推進課〕	建築物を新築・増築する際に緑化を義務づける緑化地域の指定を検討します。	緑化指導基準の課題整理	導入に向けた検討	導入に向けた検討	導入に向けた検討	概ね順調
				【再掲】 都市計画道路の緑化推進 〔道路計画課〕	都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。	道路整備延長:約1km (平成20年度)	推進	道路整備延長:0km 高木・中木植栽数:0本 低木植栽数:0本	道路整備延長:1.7km 高木・中木植栽数:178本 低木植栽面積:775.4m2	概ね順調
				【再掲】 身近な公園整備事業 ※旧事業名 「緑の核づくり公園整備事業」 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民一人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	身近な公園整備率:79.7% (平成20年度末)	身近な公園整備率:88.2% (平成25年度末)	身近な公園整備率:84.1%(暫定)	身近な公園整備率:79.7%→84.1%(暫定)	遅れ
				普通河川改修事業 〔河川課〕	水害を軽減し、流域住民の安全を守るため、東宮下雨水渠や滝沼川堤外水路など普通河川の改修整備を進めます。また、東宮下雨水調節池を遊水機能を保ちつつ、市民が水と親しみ憩える場所として整備します。	①東宮下雨水渠総延長:0m ②滝沼川堤外水路総延長:380m ③東宮下調節池整備事業:事業中 (平成20年度末)	①東宮下雨水渠総延長:1,411m (平成25年度末) ②滝沼川堤外水路総延長:800m (平成25年度末) ③東宮下調節池整備事業:供用開始 (平成24年度末)	-	①、②はH24年度に達成 ③はH25年度に供用開始	概ね順調
				【再掲】 建築物緑化助成事業 〔みどり推進課〕	建築物の屋上や壁面を利用して緑化する方に対して、その費用の一部を助成します。	建築物緑化助成事業の創設 (平成19年度) 創出された緑地:138㎡ (平成20年度末)	創出された緑地 累計:1,538㎡ (平成24年度末)	創出された緑地:177㎡	創出された緑地 2,741㎡(平成20年度からの累計)	達成
				【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行なっています。	①緑化指導基準の改正 ②協議によって創出される緑地:6.4ha (平成20年度)	②協議によって創出される緑地 累計:50ha	協議によって創出される緑地:14.8ha	協議によって創出される緑地:94.21ha	達成
<18> 都市計画道路の 緑化推進	都市計画道路については、高木・低木・つる性植物などを利用した多様な手法による充実した街路樹の整備に努めます。また、地域にふさわしい樹種を選定し、地域に愛され快適に歩ける緑の道づくりを進めます。			【再掲】 都市計画道路の緑化推進 〔道路計画課〕	都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。	道路整備延長:約1km (平成20年度)	推進	道路整備延長:0km 高木・中木植栽数:0本 低木植栽数:0本	道路整備延長:1.7km 高木・中木植栽数:178本 低木植栽面積:775.4m2	概ね順調
				【再掲】 公共施設緑化マニュアル 〔みどり推進課〕	公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、その他の公共施設整備の際にも、マニュアルを活用します。	①緑化推進協議件数:8件 (平成20年度末) ②マニュアルの活用 ③マニュアルの見直し作業 (平成21年度終了予定)	①緑化推進協議件数:20件 ②継続	緑化推進協議件数 4件	緑化推進協議件数 64件	達成
<19> 街路樹の適切な 維持管理の推進	道路空間では街路樹の生長や機能に配慮した適切な維持管理に努めます。また、市民が街路樹などの維持管理に参加することができる仕組みづくりを検討します。			【再掲】 公共施設緑化マニュアル 〔みどり推進課〕	公共施設を新たに整備する際には、公共施設緑化マニュアルに基づき、緑化に係る協議を行います。また、その他の公共施設整備の際にも、マニュアルを活用します。	①緑化推進協議件数:8件 (平成20年度末) ②マニュアルの活用 ③マニュアルの見直し作業 (平成21年度終了予定)	①緑化推進協議件数:20件 ②継続	緑化推進協議件数 4件	緑化推進協議件数 64件	達成
<20> 緑道などの整備	歩行者が安全で快適に歩けることができ、自転車の歩行にも配慮した緑道などの整備を推進します。特に、河川や水路は歩行者の安全で快適なネットワークの形成に重要な役割を果たすため、河川・水路を積極的に活用しながら、ネットワークの形成に努めるものとします。			【再掲】 遊歩道の整備 〔都市公園課〕	歩行者が安全で快適に歩ける遊歩道の整備を推進します。	高沼遊歩道の整備	環境空間(下落合地区)の緑道整備 (平成24年度末)	-	下落合環境空間緑道の整備(平成24年度末)	達成
<21> 市街地を流る 緑の風の道 づくり	風の道となる緑の帯の強化に努めるとともに、緑の帯と連続する緑と水面の確保に努めます。			【再掲】 都市計画道路の緑化推進 〔道路計画課〕	都市計画道路について、多様な手法による街路樹の整備に努めます。	道路整備延長:約1km (平成20年度)	推進	道路整備延長:0km 高木・中木植栽数:0本 低木植栽数:0本	道路整備延長:1.7km 高木・中木植栽数:178本 低木植栽面積:775.4m2	概ね順調
				【再掲】 高沼用水路整備事業 〔河川課〕	高沼用水路(導水路・東縁・西縁)の水路や護岸などの水辺環境整備を行い、市民と連携しながら、その憩いの場となる親水性の高い水辺空間づくりを進め、花と緑のネットワークの形成を図ります。	①整備総延長:0m ②憩える場所の整備数:0箇所 (平成20年度末)	①整備総延長:800m (平成25年度末) ②憩える場所の整備数:2箇所 (平成24年度末)	①整備延長:0.6km ②憩える場所の整備数:1箇所	①整備延長:0.9km ②憩える場所の整備数:2箇所	概ね順調

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況		達成状況
						平成21年度末	平成26年度末	平成26年度の実施状況(単年度)	平成26年度までの実施状況(累計)	
<22> 生き物の生息地・生育地の 保全・確保	緑のシンボル軸や骨格軸をエコロジカル・ネットワークの基軸とするため、緑の環境として保全と向上に努めるほか、現在、希少種などの生息や優れた植生が見られる区域については、その環境と周辺地域の緑の保全に努めます。			環境影響評価の実施 〔環境対策課〕	大規模な開発行為等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行ない、環境の保全のための措置を講ずることにより、事業の実施に伴う環境への影響をできる限り少なくしようとするものです。	環境影響評価実施案件:4件 (手続中:3件、手続終了:1件) (平成20年度)	継続	環境影響評価実施案件:0件 (環境影響評価条例に基づき提出された審査案件なし)	環境影響評価実施案件 5件 (手続中:4件、手続終了:1件)	概ね順調
				自然環境・水環境保全事業 〔環境総務課・環境対策課〕	自然とふれあえる緑と水の空間の保全、再生、創出による、多様な生態系の保全を図るため、市民との協働による身近な自然環境の保全に向けた取組を推進します。また、「さいたま市水環境プラン」に基づき、公共水域の水質の調査、改善、雨水の有効活用に取り組むとともに、水辺のサポート制度等による市民の参画を推進します。	①外来生物(アライグマ等)捕獲殺処分により生態系の保全に取組む 捕獲数:204頭 ②繁殖期のカラスの巣の撤去により市民への被害を防止する 巣撤去:7件 ③環境基準適合率:90.2% ④公共施設への雨水貯留タンクの設置:0件 (平成20年度末)	①特定外来生物(アライグマ等)被害に関する相談への対応率100% ②有害鳥獣(特定外来生物を除く)被害に関する相談への対応率100% ※①②は「総合振興計画新実施計画[平成23年度改訂版]」と整合性をとるため修正を行った。 ③水質調査23地点継続 ④15件(平成21~25年度累計)	①特定外来生物(アライグマ等)被害に関する相談に対し、調査・捕獲等による対応を行った。(対応率100%) ②有害鳥獣(特定外来生物を除く)被害に関する相談に対し、調査・捕獲等による対応を行った。(対応率100%) ③水質調査23地点継続 ④市内小学校への雨水貯留タンクの設置累計51件(平成22~26年度累計)	①特定外来生物(アライグマ等)被害に関する相談に対し、調査・捕獲等による対応を行った。 ②有害鳥獣(特定外来生物を除く)被害に関する相談に対し、調査・捕獲等による対応を行った。 ③水質調査23地点継続 ④市内小学校への雨水貯留タンクの設置累計51件(平成22~26年度累計)	概ね順調
				【再掲】 自然緑地の保全・整備事業 〔みどり推進課〕	市民の健康で快適な生活環境を確保するため、さいたまみどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などをオープン型の自然緑地として指定し保全するとともに、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。	地区数:27地区 総面積:7.53ha (平成22年1月1日現在)	地区数:32地区 総面積:9.2ha (平成32年度)	26地区 7.3ha (平成26年度末)	26地区 7.3ha (平成26年度末)	概ね順調
				水辺のサポート制度 〔環境対策課〕 ※平成22年度より名称変更	自治会や市民団体等が、市の管理する河川、遊休池、公園内の水辺のサポーターとなり、環境美化活動を行う制度です。快適で美しい水辺環境の維持・向上を推進するとともに、環境保全に対する意識の高揚を図ります。 ※平成22年度より表記方法を一部変更	4件 (平成21年5月現在)	継続	参加団体:7団体	参加団体:7団体	概ね順調
<23> 緑に関する情報提供の充実	緑に対する理解を深め、意識を高めていくために、さまざまな機会の提供や方法を活用しながら情報の提供と発信に努めています。また、特に市が有する情報については、市民にわかりやすく利用しやすいように提供するように努めます。	■1 緑に関する広報活動	市内の緑の資源や市民・団体・事業者などの取組を紹介するよう努めます。また、各種の助成制度や税制優遇制度などの活用を促進するために、わかりやすい情報の提供に努めます。	緑に関する広報活動 〔共通〕	市内の緑の資源や市民・団体・事業者などの取組を紹介するよう努めます。	「市報さいたま」の活用 ホームページの充実 まちづくり広報誌の活用	継続	市ホームページやイベントなどで取組を紹介	市ホームページやイベントなどで取組を紹介	概ね順調
				ガイドブックなどの発行 〔共通〕	地域に存在する緑を広く知っていただくため、緑の資源マップや緑の財産目録など整理したガイドブックの発行を検討します。	見沼田圃の散歩道マップの作成 (平成19年度)	検討	「桜回廊2015」「見沼たんぼ見どころガイド」「緑のカーテンスターブック」を発行した。	「桜回廊2015」「見沼たんぼ見どころガイド」「緑のカーテンスターブック」等のガイドブックを発行した。	概ね順調
				景観表彰の実施 〔都市計画課〕	優れた都市景観の形成に資する建築物や、景観形成活動等を表彰します。	①景観賞 累計:51件 ②景観協力賞 累計:55件	継続	平成22年度で休止	①景観賞 累計:55件 ②景観協力賞 累計:59件	遅れ
				みどりの功労賞表彰の実施 〔みどり推進課〕	みどりの保全や緑化の推進に寄与したと認められる者で、地域社会への功績が顕著であり、かつ、他の模範となるものに、その功労を讃えるため、みどりの功労賞表彰を実施します。	①表彰制度の創設 ②表彰実績 個人:4件、団体:7件	継続	表彰実績 個人3件、団体:12件	毎年、継続的に開催	概ね順調
		■2 緑に関する情報ネットワークの確立	緑のまちづくりにかかわるボランティア・NPO・事業者・行政など、それぞれの主体の取組み情報や意見などを一元化して提供し、共有することができる双方向の情報ネットワークの構築を検討します。	アクションプランの進捗状況の公開 〔みどり推進課〕	各所管が担当アクションプラン事業の進捗状況を公開します。	進行管理項目の検討	進捗状況の公開	前年度の進捗状況を公開	毎年進捗状況を公開した	概ね順調
				【再掲】 見沼たんぼ・さいたま市 & 市民ネットワーク 〔見沼田圃政策推進室〕	平成19年度「見沼たんぼのホームページ」開設と同時に「見沼たんぼ・さいたま市 & 市民ネットワーク」を立ち上げ、ホームページの運営やイベント等の企画を行っています。	ホームページアクセス数:48,531件 (平成21年5月末現在累計)	ホームページアクセス数:200,000件	・ホームページアクセス数:320,217件 (平成27年3月末現在累計) ・私の好きな見沼たんぼ2014写真コンクールの実施 ・「見沼たんぼ広報室」の実施 ・「見沼たんぼクリーンウォーク」の実施	ホームページアクセス数:320,217件 (平成27年3月末現在累計)	達成
<24> 緑にふれあう機会の提供	市民が緑に親しみ、身近に感じることができる機会として、さまざまなイベントや緑とふれあうことのできる事業などを実施します。これらのイベントは、市民の環境教育・環境学習の機会としても活用します。	■1 緑に関するイベントの開催	緑とふれあい、緑を考える機会として、イベントなどを実施します。	シビックグリーンさいたまの開催 〔みどり推進課〕	市民が緑に触れる機会を提供し、緑化推進の重要性・必要性を啓発することで、市民や訪れる人の誰もが緑の豊かさを身近に感じることができる『緑豊かで質の高いまちづくり』を推進します。	①「第8回シビックグリーンさいたま」の開催 ②花と緑の祭典 参加者数:8万人 (平成20年度)	継続	「第13回シビックグリーンさいたま」の開催 花と緑の祭典:参加人数75,000人	毎年、継続的に開催	概ね順調
				みどりの祭典の開催 〔みどり推進課〕	「みどりに親しみ、みどりから学び、みどりを守り育てましょう!」というスローガンのもと、さいたまみどりの祭典を開催し、みどりにふれあう機会を提供していきます。	①開催日:10月17日、18日 ②参加者数:約9,200人	継続	「第11回さいたまみどりの祭典」の開催 参加人数10,500人	毎年、継続的に開催	概ね順調
				花づくり講習会 〔みどり推進課〕	花いっぱい運動の活動推進及び家庭内緑化を推進します。	市内6会場において『壁掛用ハンギングバスケットづくり』を9回開催し、342名の方が参加されました。	継続	市内4会場において『花の寄せ植え講習会』を開催 176名参加	毎年、継続的に開催	概ね順調
		■2 区の木・区の花などの選定	まちへの愛着を高めるために、区民の参加による区の木・区の花の選定を検討します。	「区の花」の制定 〔区政推進室〕	市政10周年を記念して、全10区役所において、区の緑化推進のシンボルフラワーとして、「区の花」を制定します。	区の花を制定した区の数:1区(見沼区) (平成20年度)	区の花を制定した区の数:10区 (平成23年度)	-	全区で「区の花」を制定(平成23年3月)	達成
		■3 さいたま区民フェアの検討								
				■4 地域の緑の資源の発掘	地域の緑の資源を住民が発掘し、大切に取る取組を推進します。	緑環境講座の充実 〔生涯学習総合センター〕	生涯学習総合センター及び地区公民館において自然や緑に関する事業(講座)を実施します。	自然や緑・花をテーマとした事業(講座)数:20事業(講座) (平成20年度末)	自然や緑・花をテーマとした事業(講座)数:25事業(講座)	自然や緑・花をテーマとした事業(講座)数:17事業(講座)
				【再掲】 ガイドブックなどの発行 〔共通〕	地域に存在する緑を広く知っていただくため、緑の資源マップや緑の財産目録など整理したガイドブックの発行を検討します。	見沼田圃の散歩道マップの作成 (平成19年度)	検討	「桜回廊2015」「見沼たんぼ見どころガイド」「緑のカーテンスターブック」を発行した。	「桜回廊2015」「見沼たんぼ見どころガイド」「緑のカーテンスターブック」等のガイドブックを発行した。	概ね順調

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況		達成状況	
						平成21年度末	平成26年度末	平成26年度の実施状況(単年度)	平成26年度までの実施状況(累計)		
<25> コミュニティ ガーデンづくりの推進	これまで推進されてきた市民花壇を活用した花いっぱい運動をさらに発展させていくために、公共公益施設や未利用地などを有効に活用します。また、市民・ボランティア・NPO・事業者の参加によって公共空間などを緑化する取り組みであるコミュニティガーデンづくりを推進します。			【再掲】 花いっぱい運動の活動推進 〔みどり推進課〕	緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	①会員数:2,800名 ②各区の活動団体の設立	推進	①会員数:約3,700名 ②10区全てに支部を設置済み(平成24年度)	①会員数:約3,700名 ②10区全てに支部を設置済み(平成24年度)	概ね順調	
				未利用市有地を活用した緑地化 〔みどり推進課〕	未利用市有地の調査・検討を行い、適地を緑地化します。	未利用市有地の調査・検討・選定 (平成21・22年度)	緑地化 (平成23・24年度)	-	緑地化	達成	
				【再掲】 花と緑のまちづくり推進事業 〔区コミュニティ課〕 ※平成25年度より所管課が区政推進室から各区コミュニティ課へ変更	市内全ての駅・駅周辺及び主要な観光スポットなどを区民等と協働して「花と緑」でいっぱいになります。	事業を開始した区の数:0区 (平成20年度)	事業を開始した区の数:10区 (平成23年度)	-	市内全ての駅等で事業を実施	達成	
<26> 愛着の持てる 公園づくり	今後の整備・再整備に当たっては、市民と連携・協働しながら推進します。	■1 市民と協働による公園の整備・再整備の推進	公園の整備・再整備に当たっては、市民の意向やニーズを把握しながら推進します。	【再掲】 身近な公園整備事業 ※旧事業名 「緑の枝づくり公園整備事業」 〔都市公園課〕	都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の不足する地域を重点に、歩いて行ける身近な公園の整備を進め、市民一人当たりの都市公園面積10㎡を目指します。	身近な公園整備率:79.7% (平成20年度末)	身近な公園整備率:88.2% (平成25年度末)	身近な公園整備率:84.1%(暫定)	身近な公園整備率:79.7%→84.1%(暫定)	遅れ	
				市民意向を把握した整備・再整備方針の策定 〔都市公園課〕	公園の整備・再整備に当たっては、市民の意向やニーズを把握しながら推進します。	新規整備、リフレッシュ事業において実施	継続	新規整備、リフレッシュ事業において実施	設計段階で市民ニーズを把握し、一部設計に反映し、市民ニーズを踏まえた公園整備を行った。	達成	
				市民参加のワークショップ方式を活用した公園づくり 〔都市公園課〕	公園の整備・再整備に当たっては、市民の意向やニーズを把握しながら推進します。	設計段階に実施	継続	設計段階で市民ニーズを把握	設計段階で市民ニーズを把握し、一部設計に反映し、市民ニーズを踏まえた公園整備を行った。	達成	
		■2 公園里親制度の拡充	公園を地域住民などが維持管理・清掃・点検する仕組みとして、公園里親制度の拡充に努めます。	公園里親制度の拡充 〔都市公園課〕	公園を「養子」にみ立て、市民が「親」となって維持管理を行います。	公園管理について検討中	推進	公園管理について検討中	公園管理について検討中	公園管理について検討中	達成
				【再掲】 花いっぱい運動の活動推進 〔みどり推進課〕	緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	①会員数:2,800名 ②各区の活動団体の設立	推進	①会員数:約3,700名 ②10区全てに支部を設置済み(平成24年度)	①会員数:約3,700名 ②10区全てに支部を設置済み(平成24年度)	概ね順調	
				市民参加のワークショップ方式を活用した公園づくり 〔都市公園課〕	公園の整備・再整備に当たっては、市民の意向やニーズを把握しながら推進します。	設計段階に実施	継続	設計段階で市民ニーズを把握	設計段階で市民ニーズを把握し、一部設計に反映し、市民ニーズを踏まえた公園整備を行った。	達成	
		■3 公園マネジメントの検討	今後の公園の運営をより市民に密着したものとし、市民に対するサービスを向上するための方策を検討します。	指定管理者制度の活用 〔都市公園課〕	都市公園の管理に指定管理者制度を導入しています。	制度導入済み	継続	制度導入済み	制度導入済み	制度導入済み	達成
				【再掲】 公園里親制度の拡充 〔都市公園課〕	公園を「養子」にみ立て、市民が「親」となって維持管理を行います。	公園管理について検討中	推進	公園管理について検討中	公園管理について検討中	公園管理について検討中	達成
				ネーミングライツの促進 〔都市公園課〕	施設に対して名称をつけることのできる権利の売却を行います。	大宮公園サッカー場の命名権を売却済	継続	浦和駒場スタジアム及びNACK5スタジアムの命名権について継続して売買契約を締結している。	浦和駒場スタジアム及びNACK5スタジアムの命名権について継続して売買契約を締結している。	達成	
<27> 愛着の持てる 樹林地・農地づくり	樹林地や農地を愛着を持って育てていくために、市民やボランティアなどがかわることができる仕組みづくりに努めます。	■1 自然緑地などを活用した緑の育成	市民やボランティアなどが樹林地の保全活動にかかわり、良好な樹林地を育成していくために、自然緑地や市民緑地を活用した参加プログラムの充実にも努めます。	【再掲】 みどり愛護会の活動支援 〔みどり推進課〕	市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。	10支部で21箇所の保全活動を実施 会員数:231名 (平成22年1月1日現在)	継続	8支部で13箇所の保全活動を実施。 会員数:259名(H27年3月31日現在)	8支部で13箇所の保全活動を実施。 会員数:259名(H27年3月31日現在)	概ね順調	
				■2 農地を活用した緑の保全	農地を活用した体験農園の確保に努めます。	市民農園整備事業 〔農業政策課〕	レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、都市住民が自然に親しみながら、農業体験できる市民農園の整備を進めます。	市民農園数:40箇所 (見沼たんぼ内:3箇所) (平成20年度末)	市民農園数:72箇所 (見沼たんぼ内:9箇所) (平成24年度末)	市民農園数:78箇所 (見沼たんぼ内:6箇所) (平成26年度末)	- (累計に適さないため)
<28> 緑のボランティア・団体などの育成・支援	花と緑のまちづくりを先導する「花いっぱい運動推進会」や「みどり愛護会」などのボランティアなどの活動を支援するとともに、NPOなどとの連携の強化に努めます。			花と緑のパイロット事業 〔みどり推進課〕	花や緑に興味を持ち、造詣が深い個人を「花と緑のパイロット」として委嘱し、地域の緑化に関する相談に応じることにより、家庭から地域の緑を増やしていきます。	①委嘱人数:217人(平成20年度) ②パイロット事業のPR ③視察研修会・講習会の充実	継続	委嘱人数:228人	継続	概ね順調	
				【再掲】 花いっぱい運動の活動推進 〔みどり推進課〕	緑化意識の向上と花いっぱい運動の普及啓発に励み、花と緑の豊かなまちづくりの推進について積極的に実践する市民を増やすために、ボランティアとの連携の強化を進め、活動を支援します。	①会員数:2,800名 ②各区の活動団体の設立	推進	①会員数:約3,700名 ②10区全てに支部を設置済み(平成24年度)	①会員数:約3,700名 ②10区全てに支部を設置済み(平成24年度)	概ね順調	
				【再掲】 みどり愛護会の活動支援 〔みどり推進課〕	市内に残る貴重な樹林地を保全するために、市民団体・学校などとの連携を強化し、ボランティア活動を支援します。	10支部で21箇所の保全活動を実施 会員数:231名 (平成22年1月1日現在)	継続	8支部で13箇所の保全活動を実施。 会員数:259名(H27年3月31日現在)	8支部で13箇所の保全活動を実施。 会員数:259名(H27年3月31日現在)	概ね順調	
				【再掲】 緑に関する広報活動 〔共通〕	市内の緑の資源や市民・団体・事業者などの取組みを紹介するよう努めます。	「市報さいたま」の活用 ホームページの充実 まちづくり広報誌の活用	継続	市ホームページやイベントなどで取組みを紹介	市ホームページやイベントなどで取組みを紹介	概ね順調	
<29> 緑の保全・緑化の推進を目的とした基金の創設	緑の保全や緑化推進を経済的に支えていくために、民間からの寄付金などによる緑の基金の創設を検討します。			【再掲】 (仮称)さいたま市花と緑の基金の検討 〔みどり推進課〕	市街地に点在する雑木林や屋敷林などは、開発や相続などによって年々減少しているため、公有地化に向けた基金の創設を検討します。	-	検討	基金創設に向け検討中	基金創設に向け検討中	概ね順調	

施策の名称	施策の概要	事業の名称	事業の概要	アクションプラン事業の名称 〔担当課室〕	アクションプランの事業の概要	計画目標		実施状況		達成状況
						平成21年度末	平成26年度末	平成26年度の実施状況(単年度)	平成26年度までの実施状況(累計)	
<30> 緑の基本計画を支える条例などの充実	さいたま市みどりの条例など、制度の見直しと充実に努めます。			制度拡充に伴う条例などの整備 〔共通〕	緑の基本計画を具体的なものとするために、条例など制度の見直しと充実に努めます。	みどりの条例一部改正(平成19年度) 検討・随時改正手続き	継続	検討	検討	概ね順調
<31> 環境に配慮した緑化指導の充実	開発行為や建築行為が環境に配慮したものとなるよう、適切な誘導を行う仕組み・体制の強化に努めます。	■1 緑化指導・誘導の充実	環境に配慮するよう、誘導・指導の強化に努めます。	【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行ないます。	①緑化指導基準の改正 ②協議によって創出される緑地:6.4ha (平成20年度)	②協議によって創出される緑地 累計:50ha	協議によって創出される緑地:14.8ha	協議によって創出される緑地:94.21ha	達成
				【再掲】 環境影響評価の実施 〔環境対策課〕	大規模な開発行為等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行ない、環境の保全のための措置を講じることにより、事業の実施に伴う環境への影響をできる限り少なくしようとするものです。	環境影響評価実施案件:4件 (手続中:3件、手続終了:1件) (平成20年度)	継続	環境影響評価実施案件:0件 (環境影響評価条例に基づき提出された審査案件なし)	環境影響評価実施案件 5件 (手続中:4件、手続終了:1件)	概ね順調
				【再掲】 緑化に関する協議 〔みどり推進課〕	開発事業者が行うべき敷地内の緑地の保全及び緑化に関して必要な事項を定めた緑化指導基準に基づき、協議を行ないます。	①緑化指導基準の改正 ②協議によって創出される緑地:6.4ha (平成20年度)	②協議によって創出される緑地 累計:50ha	協議によって創出される緑地:14.8ha	協議によって創出される緑地:94.21ha	達成
		■2 緑化基準・ガイドラインなどの策定	民間の開発に対して、緑の量や質の確保を促進していくための指針となる緑化基準やガイドラインなどを改定します。							